5－3　安全管理措置等 5－3－1　安全管理措置 (1)　［略］ (2)　行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 ［略］ （※１） ①　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第16条若しくは附則第	5－3　安全管理措置等 5－3－1　安全管理措置 (1)　［同左］ (2)　行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 ［同左］ （※１） ①　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第16条又は国立研究開

○こども家庭庁告示第十六号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件（令和六年こども家庭庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日

こども家庭庁長官　藤原　朋子

次の表により、改正前欄に掲げる規定（件名を含む。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十四第一項の規定に基づき、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に、同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。	子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十四第一項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に、同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

○法務省告示第七十九号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

法務大臣　山下　貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 ［一～三　略］ 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　［略］	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 ［一～三　同上］ 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　［同上］

22条若しくは第29条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の３において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務（政令第19条第１項第１号） ②～⑨　［略］ （※２）・（※３）　［略］ ５－３－２　［略］ ５－４～５－７　［略］ ６～11　［略］	発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の３において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務（政令第19条第１項第１号） ②～⑨　［同左］ （※２）・（※３）　［同左］ ５－３－２　［同左］ ５－４～５－７　［同左］ ６～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。